

警察庁訓令第1号

新東京国際空港警備隊特別出向隊員の表彰に関する訓令を次のように定める。

昭和56年3月13日

警察庁長官 山本 鎮彦

新東京国際空港警備隊特別出向隊員の表彰に関する訓令

第1条 警察庁長官は、都道府県警察から千葉県警察新東京国際空港警備隊へおおむね1年以上の期間特別出向した警察官であつて、その勤務成績が優秀と認められるものに対し、その帰任に際して賞を授与することができる。

第2条 前条の賞には、副賞を附与することができる。

附 則

この訓令は、昭和57年3月1日から施行し、昭和56年4月1日以後に都道府県警察から新東京国際空港警備隊へ特別出向した者について適用する。